

2024年5月31日

経済安保情報保護法及び改正経済安全保障推進法の成立

弁護士 中崎 尚 / 弁護士 藤田 将貴 / 弁護士 松本 拓 / 弁護士 石川 雅人 / 弁護士 高野 聖也

Contents

- I. はじめに
- II. セキュリティ・クリアランス制度とは
- III. 新法の下で秘匿すべき情報として指定される情報(重要経済安保情報)
- IV. 指定する情報の保有者
- V. 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供(10条)
- VI. 重要経済安保情報の取扱者の制限(11条)
- VII. 適性評価(12条)
- VIII. その他
- IX. 衆議院による修正
- X. 改正経済安全保障推進法
- XI. おわりに

I. はじめに

経済安全保障分野における新たなセキュリティ・クリアランス制度を創設する、経済安保情報保護法(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律27号)。以下「新法」という。)が成立した¹。

¹ 「官報(号外第117号)」(2024年5月17日)

<https://kanpou.npb.go.jp/20240517/20240517g00117/20240517g001170020f.html>

新法は、2023 年 2 月に設置された経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議の「最終とりまとめ」²を踏まえて内閣が国会に提出した法案が、2024 年 4 月 9 日に衆議院本会議で修正・可決、同年 5 月 10 日に参議院本会議で可決され、成立したものである。

また、同法案と同時に審議された経済安全保障推進法³の改正案も可決・成立した。

以下では、新法及び改正経済安全保障推進法の内容とそのポイントについて説明する。

II. セキュリティ・クリアランス制度とは

セキュリティ・クリアランス制度とは、国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報(Classified Information)を、当該情報に対してアクセスする必要がある者のうち、当該情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者の中で取り扱うとする制度である(下図参照)⁴。わが国には既存のセキュリティ・クリアランス制度として特定秘密保護法⁵がある。

①情報指定

政府が保有する安全保障上重要な情報を指定



②情報の厳格な管理・提供ルール

- ・ 情報を漏らすおそれがないという信頼性の確認(セキュリティ・クリアランス)を得た者の中で取り扱う
- ・ 信頼性の確認にあたっては、政府が調査



個人(行政機関の職員、民間事業者の従業員)に対するセキュリティ・クリアランス



民間事業者に対するセキュリティ・クリアランス(施設・組織の信頼性)

③罰則

漏えいや不正取得に対する罰則



出典:内閣官房「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」⁶ 13 頁

III. 新法の下で秘匿すべき情報として指定される情報(重要経済安保情報)

1. 重要経済安保情報(3 条 1 項)

「重要経済安保情報」とは、以下の 3 要件をすべて満たす情報(特別防衛秘密⁷及び特定秘密⁸)に該当す

² 「最終とりまとめ」(経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議、2024 年 1 月 19 日)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/pdf/torimatome.pdf

³ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和 4 年法律 43 号)

⁴ 内閣官房「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」(経済安全保障室、2024 年 2 月 27 日)13 頁
https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20240227_siryu.pdf

⁵ 特定秘密の保護に関する法律(平成 25 年法律 108 号)

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC0000000108>

⁶ 前掲注 4 に同じ

⁷ 特別防衛秘密とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(昭和 29 年条約 6 号)等に基づいてアメリカ合衆国から供与された装備品等に係る秘密であり、日米相互援助協定等に伴う秘密保護法(昭和 29 年法律 166 号)によって保護される。

⁸ 特定秘密とは、特定秘密保護法 3 条 1 項に基づいて指定された情報であり、同法によって保護される。

るものを除く。)をいう。

- ① 重要経済基盤保護情報に該当すること(重要経済基盤保護情報該当性)
- ② 公になっていないもの(非公知性)
- ③ わが国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿する必要性があるもの(特段の秘匿の必要性)

2. 重要経済基盤保護情報

(1) 「重要経済基盤」(2条3項)

「重要経済基盤」とは、以下の①及び②をいい、具体的には、重要なインフラや重要な物資のサプライチェーンを意味する⁹。

- ① わが国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合にわが国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制
- ② 国民の生存に必要な不可欠な又は広くわが国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資(プログラムを含む。)の供給網

(2) 「重要経済基盤保護情報」(2条4項)

「重要経済基盤保護情報」とは、重要経済基盤に関する情報であって以下の事項に関するものをいう。

- ① 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ② 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
- ③ ①の措置に関して収集した外国の政府又は国際機関からの情報
- ④ ②及び③の情報の収集整理又はその能力

政府は、重要経済基盤保護情報に該当し得る情報として、例えば、わが国政府と外国政府とで実施する安全保障に関わる革新的技術の国際共同研究開発において外国政府から提供され、当該外国において新法による保護措置に相当する措置が講じられている情報¹⁰などを想定しているが、指定の対象となる情報の詳細は、今後、運用基準(18条1項)において定められることとされている。

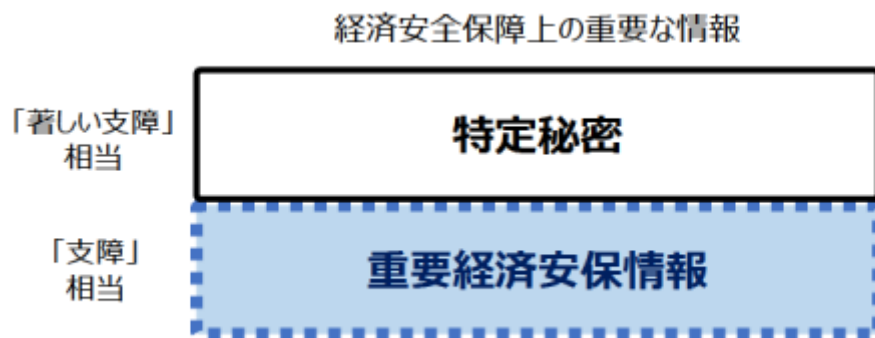
3. 特段の秘匿の必要性(わが国の安全保障に「支障」を与えるおそれ)

新法は、重要経済安保情報をその漏えいがわが国の安全保障に「支障」を与えるおそれがある情報、すなわち特定秘密の対象となるその漏えいがわが国の安全保障に「著しい支障」を与える情報も概念として含めて定義をした上で、その定義から特定秘密を除外することにより、重要経済基盤保護情報(下図における「経済安全保障上の重要な情報」)のうち、情報の機微度が「著しい支障」相当の情報(米国等におけるトップ・シークレット級及びシークレット級の情報は特定秘密として、「支障」相当の情報(米国等におけるコンフィデンシャル級の情報は重要経済安保情報として保護することとしている¹¹(下図参照)。

⁹ 2024年3月19日衆議院本会議高市早苗国務大臣答弁

¹⁰ 2024年3月22日衆議院内閣委員会品川高浩政府参考人(経済安全保障法制準備室次長)答弁

¹¹ 重要経済安保情報と特定秘密は、指定の対象となる情報の範囲が重なっているものの、その情報の機微度が異なる。特定秘密として指定され得る情報には重要経済基盤保護情報に該当する情報も含まれているが、特定秘密はその漏えいがわが国



出典：内閣官房「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」¹² 2 頁

IV. 指定する情報の保有者

新法の下では、行政機関が重要経済安保情報として指定する情報は原則として行政機関が保有する情報とされており、新法による情報の取扱者の制限や罰則等が及ぶのは、政府との間で秘密保持契約を結んだ上で、政府が指定した情報を当該事業者が重要経済安保情報として受け取り、保有するに至った場合に限定されている¹³。

V. 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供(10 条)

1. 適合事業者が重要経済安保情報の提供を受けられる場合

行政機関の長は、適合事業者が重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者が当該重要経済安保情報を提供することができる(10 条 1 項)。

なお、適合事業者は行政機関の同意があれば他の適合事業者が重要経済安保情報を提供することができるが(同条 6 項)、適合事業者が重要経済安保情報を直接外国政府などに提供することは制度上想定されていない¹⁴。

2. 「適合事業者」(10 条 1 項)

「適合事業者」とは、わが国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するものをいう。

基準の詳細は政令及び運用基準において定められることになるが、有識者会議の最終とりまとめにおいては、民間事業者等が保有する施設などの物理的管理要件だけではなく、米国における外国の所有、管理又は影響(FOCI: Foreign Ownership, Control, or Influence)の観点から、民間事業者等の株主構成や役員構成といった組織的要件についても、わが国の企業等の実情や会社法等との整合性を踏まえながら実効的かつ

の安全保障に「著しい支障」を与えるおそれがある情報と定義されている(特定秘密保護法 3 条 1 項)。

¹² 前掲注 4 に同じ

¹³ 2024 年 3 月 19 日衆議院本会議岸田文雄内閣総理大臣答弁

¹⁴ 2024 年 3 月 19 日衆議院本会議高市早苗国務大臣答弁

現実的な制度を整備されていくべきであるとされており、引き続き政令や運用基準に関する議論を注視していく必要がある。

なお、重要経済安保情報として指定された情報は公開されることはないため、民間事業者にとっては、まずは行政機関側から重要経済安保情報を提供したいという打診を待つことになる¹⁵。

3. 行政機関と適合事業者との間で締結する契約(10条1項、3項)

行政機関から重要経済安保情報の提供を受ける前提として、適合事業者は行政機関との間で重要経済安保情報の保護に関し必要な事項¹⁶を定めた契約を締結しなければならない。

なお、契約関係に入る前に、行政機関から民間事業者に対し、提供される可能性がある重要経済安保情報の概略や当該情報の活用方法などについて可能な範囲で情報提供が行われる見込みである¹⁷。

VI. 重要経済安保情報の取扱者の制限(11条)

重要経済安保情報の取扱いの業務は、適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない(11条1項)。

VII. 適性評価(12条)

1. 適性評価

適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者は、行政機関が実施する、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価(適性評価)を受けることになる(12条1項)。

ただし、当該業務を行わせる行政機関と同一の行政機関による直近の適性評価で重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者のうち、当該適性評価に係る評価対象者への通知があった日から10年を経過していないものであって、引き続き重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められるものについては、改めて適性評価を受ける必要はない(12条1項1号イ)。

2. 調査

適性評価は、あらかじめ評価対象者に対して一定の告知をした上、その同意を得て実施される(12条3項)。適性評価は、以下の事項に限定して調査を行い¹⁸、その結果に基づき実施される(同条2項)。

- ① 重要経済基盤毀損活動¹⁹との関係に関する事項(評価対象者の家族及び同居人の氏名、生年月日、

¹⁵ 2024年3月27日衆議院内閣委員会高市早苗国務大臣答弁

¹⁶ ①適合事業者が指名して重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲、②重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名に関する事項、③重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備の設置に関する事項、④従業者に対する重要経済安保情報の保護に関する教育に関する事項等のほか、政令で定められる。

¹⁷ 2024年3月27日衆議院内閣委員会高市早苗国務大臣答弁

¹⁸ 2024年3月27日衆議院内閣委員会品川高浩政府参考人(経済安全保障法制準備室次長)答弁

¹⁹ 「重要経済基盤毀損活動」とは、①重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいがわが国の安全保障に支

国籍及び住所を含む。)

- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

適性評価は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうかを各項目の調査結果を総合して判断するものであり、ある一つの事項のみをもって判断するものではない²⁰。

調査は原則として内閣総理大臣(内閣府)が行う(同条 4 項)。具体的な調査方法としては、本人によって提出された質問票の確認、本人の面接や上司への質問、公務所照会等が想定されている²¹。

なお、評価対象者が、適性評価を実施する行政機関以外の行政機関の長が直近に実施した適性評価(当該適性評価の結果の通知から 10 年を経過していないものに限る。)において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者である場合、行政機関が異なるため適性評価自体は必要だが、改めて調査を受ける必要はない(同条 7 項)。

VIII. その他

1. 適性評価の結果の目的外利用の禁止(16 条 2 項)

適合事業者は、その従業者である評価対象者の適性評価の結果又はその従業者が適性評価に同意しなかった旨の通知を受けるが(13 条 2 項)、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、当該通知の内容を自ら利用し、又は提供してはならないこととされている²²。

2. 罰則(23 条～28 条)

非代替性が認められる場合に情報提供が可能である特定秘密保護法とは異なり、新法においてはより広く情報提供が可能となっていることや重要経済安保情報の経済的価値に鑑みれば組織的な情報の不正取得が行われるおそれがあることから、新法においては、重要経済安保情報の漏えいにつき、特定秘密保護法にはなかった両罰規定が設けられた(28 条)。

3. 施行期日(附則 1 条)

障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関してわが国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの、並びに②重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安もしくは恐怖を与える目的で行われるものをいう。

²⁰ 2024 年 3 月 19 日衆議院本会議高市早苗国務大臣答弁

²¹ 2024 年 3 月 27 日衆議院内閣委員会品川高浩政府参考人(経済安全保障法制準備室次長)答弁

²² 適性評価の結果を通常の人事考課や人事異動に利用提供することは目的外利用に該当する(2024 年 3 月 19 日衆議院本会議岸田文雄内閣総理大臣答弁)。

一部の規定を除き、新法は公布の日(2024年5月17日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

IX. 衆議院による修正

衆議院において、内閣提出法案に対し、重要経済安保情報の指定等の適正の確保の観点から、重要経済安保情報の指定状況等の有識者への報告(18条3項)、国会への報告・公表(19条)等の修正が加えられた²³。

X. 改正経済安全保障推進法

2023年7月に発生した名古屋港コンテナターミナルのシステム障害を受け、経済安全保障推進法の基幹インフラ制度²⁴において特定社会基盤事業の対象となる事業(電気、ガス、金融等既存の14業種)に一般港湾運送事業²⁵が追加された²⁶。特定重要設備として想定されている設備は、コンテナの積み下ろし作業等を一元的に管理するシステムであるTOS(ターミナルオペレーションシステム)である。本改正により、一般港湾運送事業者は特定社会基盤事業者となり、届出義務が課されることが想定されるほか、TOSやその構成設備を供給する事業者、TOSの重要維持管理等を行う事業者も当該届出に際して情報提供等の協力が求められることになると想定される。

XI. おわりに

多くの企業にとっては、重要経済安保情報の詳細が明らかではないこともあり、そもそも新法への対応が必要かどうか分からないという状況が見受けられる。企業においては、現段階では、経済安全保障推進法の対象となっている重要インフラ、重要物資等を参考にしつつ、今後の運用基準に関する議論や運用基準の内容を確認し、自社が取り扱う可能性のある情報が含まれ得るかどうかを見極めていく必要があると考えられる。

以上

²³

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/pdf/213shu2sinkyu.pdf/\\$File/213shu2sinkyu.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/pdf/213shu2sinkyu.pdf/$File/213shu2sinkyu.pdf)

²⁴ 経済安全保障推進法や基幹インフラ制度の概要については、以下の記事を参照されたい。中川淳司・松本拓・後藤大智・石川雅人「第1回 経済安全保障推進法とは? 特定重要設備とは? 弁護士が4つの制度を解説(記事更新)」

(<https://www.businesslawyers.jp/articles/1137>)

²⁵ 港湾運送事業法(昭和26年法律161号)3条1号

²⁶ 施行期日は公布の日(2024年5月17日)から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日である。なお、特定社会基盤事業者として指定されてから6か月間は導入等計画書の届出義務は発生しない(経済安全保障推進法53条1項)。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 中崎 尚 (takashi.nakazaki@amt-law.com)
 - 弁護士 藤田 将貴 (masaki.fujita@amt-law.com)
 - 弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto@amt-law.com)
 - 弁護士 石川 雅人 (masato.ishikawa@amt-law.com)
 - 弁護士 高野 聖也 (seiya.takano@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com